

近世期における飛騨屋の企業者活動に関する研究

— 栖原家との関係を中心に —

三ツ木芳夫

はじめに

自由な企業活動に多くの制約を加えられた日本の近世という時代に、そうした制約を自らの企業環境・経営環境として受け止めた二人の企業家、木材事業家飛騨屋武川家と材木商栖原屋がどのような関係を持ってそれぞれの企業者活動を推進していったのであろうか。武川久兵衛（飛騨屋初代倍行）が弟藤助を伴い、下呂湯之島村を後に商機を求めて江戸を目指したのは元禄9年（1696）のことであった。江戸で出会った人物が鉄砲洲本湊町に支店を置く薪炭・木材問屋栖原角兵衛であった（表1参照）。

以後、武川家と栖原家との関係は武川久兵衛が下北地方大畑に飛騨屋の支店を開くときも、また松前に進出して蝦夷地の木材開発事業を推進するときも続く。飛騨屋は、その後初代倍行から二代目倍正、三代目倍安、そして四代目益郷と四代にわたって企業者活動を続けていくなかで飛騨屋と栖原家との関係は、表1によっても明らかなように相互依存的に継続する。本稿においてはテーマの流れからも、両家をして下北地方・蝦夷地へと進出させた社会経済的な背景をふまえながら、こうした飛騨屋と栖原家の企業者活動に見る相互関連を明らかにする。

そこで第1章では、飛騨屋初代倍行から四代目益郷に至るまでの企業者活動を概観するが、特に初代倍行を中心として下呂出郷の事情、江戸滞在の意義を明らかにする。なぜなら江戸において発生した栖原家との関係が飛騨屋の企業者活動の原点となるからである。さらに、大畑・松前進出そして倍行の死と二代目への事業継承を検討する。

表1 企業者活動関連略年表

西暦	年号	飛騨屋の主な活動	西暦	年号	栖原の主な活動
1696	元禄9	初代久兵衛倍行、弟の藤助倍時と江戸へ。	1620年代	元和の末頃	初代角兵衛茂俊、紀伊国
1700	同13	南部大畑に飛騨屋と号し、木材商を開く。	1688	元禄元	有田郡栖原村の出身。上総国に漁場を開く。
1702	同15	松前に赴き、松前藩より唐檜山伐出しを請負う。	1710年代	正徳年間	二代目角兵衛俊興、元禄初年に漁業のほか材木問屋を開く。
1728	享保13	二代目倍正、養父の跡を継ぎ、日山跡山を請負う。	1765	明和2	三代目角兵衛茂延、漁業廃止。材木業を営み、正徳年間に南部大畑に進出。
1742	寛保2	三代目倍安、飛騨屋の事業を継承するが幼少のため後見人を立てる。	1783	天明3	四代目角兵衛茂村、先代の事業を守る。
1769	明和6	以後尻別山・石狩山・木古内山を請負う。	1786	天明6	五代目茂勝に至り蝦夷地に進出し、明和2年に松前に支店を設け屋号を栖原屋とする。漁業のかたわら松前・江戸を往復し蝦夷地の産物を販売。
1781	天明元	材木業廃止、事業を場所請負へと転換。	1789	寛政元	南部大畑の支店廃止。
1782	同2	その後大畑支配人嘉右衛門の不正と事業妨害にあり、遂にこれを幕府に訴え、嘉右衛門は死罪となる。	1806	文化3	六代目茂則から場所請負人となる。
1789	寛政元	四代目益郷名儀にて家督相続。	1809	同6	天塩場所・留萌・苫前場所。
1791	同3	請負場所の漁場拡張。	1842	天保13	十勝場所を請負ったのは寛政元年であった。
1827	文政10	国後でアイヌの争乱により被害を受ける。	1852	嘉永5	七代目信義は、石狩十三場所のうち五場所で請負。
		福山・南部の店を閉鎖。	1856	安政3	伊達林右衛門とともに北蝦夷地を請負い、さらに根室場所・厚岸場所を請負った。
		益郷没。	1859	同6	八代目茂信、択捉場所を請負。
			1876	明治9	山越場所請負。
			1895	明治28	九代目茂寿、江戸に松前地方物産問屋を開く。
			1918	大正7	十代目寧幹、箱館奉行より外国銀銭取扱方を命ぜられる。
					樺太・択捉といったロシアとの接境地帯での漁業経営を維新後まで継続。
					樺太・千島交換条約により樺太より引き上げ、以後得撫島など千島列島の漁業開発に専念。
					三井物産会社に託し、事業中止。
					十代目死去

出典：飛騨屋初代から四代までは白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯、開学記念号、1965年)参照。

栖原角兵衛初代から十代までは、海保嶺夫「栖原角兵衛」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典第8巻』吉川弘文館、1987年)参照。

続いて二代目倍正であるが、その短い企業者活動のなかで、初代倍行の事業を三代目に残していくために果たした幾つかの企業者活動を検討していく。三代目倍安の時代には初代から引き継いだ材木請負事業から場所請負事業へと経営戦略を大きく転換していった事情を検討する。四代目益郷の代になると、彼を囲む経営環境のめまぐるしい変化と、松前藩や幕府の政策等により、蝦夷地撤退を余儀なくされた事情も合わせて検討する。その間に、栖原屋は蝦夷地における事業活動を強化し、場所請負事業家として着実な成長を遂げている。

第2章では、飛騨屋を支援し続けた栖原家を取り上げる。栖原角兵衛とは飛騨屋側にとってどのような企業家なのか、栖原家の略伝その他の資料を通して明らかにしていく。

まず、紀伊の国における漁家としての栖原から見ていくことにする。やがて上総の国に進出して更に江戸へも進み、材木商へと新たな事業の多角化を進めるが、なぜ漁業から木材業への進出なのか。またその後、栖原家自らが大畑へ進出し、さらに蝦夷地にも進出していくが、そうした進出事情と過程を考察する。第3章ではそのようななかで、栖原家と飛騨屋との関係がどのように形成されていくのかを史料を通して検証する。以上の論述に入る前にここで飛騨屋久兵衛ならびに栖原角兵衛に関連する研究業績を挙げておく¹⁾。

飛騨屋久兵衛に関する比較的新しい業績として、川上淳「十八世紀～十九世紀初頭の千島アイヌと千島交易ルート」(北海道・東北史研究会編『メナシの世界』所収、北海道出版企画センター、1996年)がある。同氏の論文では飛騨屋と抜け荷という節を設け、特に三代目倍安に関して多くのページを割いている。内容は安永3年(1774)から国後場所とキイタツ場所を請負った三代目倍安にロシアとの密貿易の疑いがかかり、それが事実なのか否かを「蝦夷地一件」を通して検討している。次に、下林博孝氏による研究業績二点を挙げておく。第一は、「初代飛騨屋久兵衛倍行―新収資料の紹介をかねて―(『岐阜県歴史資料館報』第16号所収、1993年)」である。筆者は現在同資料館に勤務されている研究者である。同氏が上記論文のなかで明らかにして

いるのは初代久兵衛が故郷を離れて江戸へ出、更に、最果ての地である北海道に行き材木商を営んだ動機についてであり、また飛騨屋は四代に渡り北海道の事業を継続したが、その基礎を築いた倍行の業績を今までは、北海道松前藩の動向・場所請負等の観点から考察されていたが、本研究では材木の採運過程・杣の仕事内容等の要素を加味して明らかにしている。第二は、「飛騨屋久兵衛蝦夷地交易方一件について一寛政元・二年蝦夷地騒動公訴に関する一考察」（『岐阜県歴史資料館報』第17号所収、1994年）。本稿ではおよそ百年間に及ぶ飛騨屋の蝦夷地経営からの撤退を余儀なくされた原因ともなった寛政元年に起きた国後・目梨の蝦夷の乱に関する史的分析を行っている。蝦夷の乱については飛騨屋の番人らによる横暴という『新北海道史』の解釈に対する疑問を投げかけ、新しい解釈を打ち出している（三ツ木芳夫「享保期・元文期における飛騨屋の木材請負に関する研究—二代久兵衛倍正の企業者活動を中心にして—」『札幌大学女子短期大学部紀要』第31号、1998年、p63～65参照）。

また最近の業績として拙稿「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究—三代目倍安を中心に—」（札幌大学女子短期大学部論文編集委員会編『地域・情報・文化第三輯』創立30周年記念論文集、1999年）を挙げておく。この研究論文は、幕藩体制のもとにおいて、企業者活動を展開した、三代目倍安の外部環境・内部環境を取り上げ、それぞれの変化にどのように対応したかを論及したものである。また一点、同「宝暦期・天明期における飛騨屋の企業者活動—支配人訴訟問題を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第37号、2001年）も挙げておく。この研究は、三代目倍安の時代において、飛騨屋の元支配人嘉右衛門による飛騨屋に対する不正行為に、倍安が企業家としてどのように対処したかを論述しものである。

続いて栖原角兵衛に関する業績を内田龍哉氏の「栖原角兵衛について」に依拠しつつ述べていくことにする。

まず栖原角兵衛の家譜として『栖原角兵衛履歴』（北海道大学付属図書館北方資料室所蔵）、ならびに『栖原家家譜』（十代角兵衛家蔵の病

床において語り伝えた家伝をその子茂隆が整理したものである。大正七年刊行)の二点を挙げている。その他に、内田氏は栖原角兵衛家の系譜について記述した以下の四点を挙げている。

- (1) 岡本柳之助『(日露交渉)北海道史稿』
- (2) 高橋理一郎『北海開発事績』
- (3) 北海道総務部行政資料室編『開拓の群像(中)』
- (4) 多羅尾忠郎「漁業家栖原角兵衛略伝」(『千島探検実紀』所収)²⁾

ここで、内田氏の「栖原角兵衛」では挙げられていなかったが、同傾向の略伝を一点挙げておく。松永金之助による『栖原家家譜』(明治28年2月刊行)である。この資料は前半が家譜中心に栖原家代々の略歴が記されている。後半においては栖原角兵衛が開拓長官黒田清隆、その他開拓使によって明治6年から25年までの賞与が記録されており、明治初発の段階から中頃に至るまでの北海道における栖原家の企業者活動の展開を垣間見ることが出来る資料である。次に挙げるのは、栖原角兵衛を取り扱った四点の研究業績である。栖原家に関する研究の第一としては、田中修氏の業績が挙げられよう。明治期における経営上究めて過渡的な状況のもとで、三井物産による支配を受け入れていくという課題を、同氏は『日本資本主義と北海道』(北海道大学図書刊行会、1986年)で展開している。第二は、秋田俊一氏による研究である。同氏の「栖原角兵衛の業績に関する覚書」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年)では、前段において『栖原家家譜』を用いて江戸期栖原の家業の整理をし、本論では明治30年代以降の三井物産とのかかわりを中心に栖原家の動向を描いている。また同氏による「十代栖原角兵衛寧幹の遺書」(北海道史研究協議会『会報』第41号、1988年)に提示された「史料」も明治期における栖原家を知る上では有用である。また第三の研究業績としては田島佳也氏の論文を挙げておく。「北の海に向かった紀州商人—栖原角兵衛の事跡—」(網野善彦編『海と列島文化 第1巻 日本海と北国文化』小学館、1990年)において栖原の企業者活動を「海から陸への転換」という視点でとらえ、更にまた「陸から海へ」と移る栖原家の戦略的転換を鋭

く描き、更に栖原家と飛騨屋との関連についての論述もきわめて興味深い。

最後に挙げる研究業績は、内田龍哉氏の「栖原角兵衛について」(『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻、第3号、1991年)である。内田氏は「研究ノート」の形で、栖原家の企業者活動について端的なまとめを行っており、栖原家、飛騨屋の研究を進める上で重要な発想を提供している。「はじめに」の部分では、角兵衛を一人の商人として位置付け、その歴史的展開の分析を試みている。関西漁民がなぜ関東出漁に及んだのか。また、蝦夷地産物交易の体制と江戸市場の関係を検討するために、個別場所請負人の研究成果を用いて、その経営・技術・系譜をそれ以前のトータルな流れのなかで把握する。すなわち、従来の前史としてのみに位置付けられていた経営の系譜を再検討し、経営のあり方や技術の伝わり方などを新たな視点で見直し、問題を提起していこうと試みる。同氏は「終わり」の部分で、栖原角兵衛や飛騨屋久兵衛の企業者活動において漁業から林業にまたがる柔軟な業種展開と広大とも言えるその活動範囲を検討していくなかで、これまでの「関西漁民」「漁業家」「材木商」という商人類系に当てはまらないタイプの商人像を考えざるを得ないと主張する。例えば、「彼らの積極的な開拓精神は三都商人のイニシアチブの下で確立しつつある幕藩体制に照応する商品流通体系の辺縁を目指して需要地からは、はるか僻遠の地に進出している。出資・請負等の形式で山林や魚場等の生産現場を掌握し、かつ江戸大阪などの流通拠点にも店舗を維持している。彼らの展開を支えた遠隔地間の為替などの決済手段、資金、店制(本支店間の経営統制、和人アイヌ人などの使用人統制、帳合方法)など解明すべき問題は多く、とりわけ、常に異境を目指す開拓者のエートスとも言うべき精神世界など興味は尽きない。」³⁾ こうした問題の提起は前述した各研究者の個別研究のなかでも見られたが、そうした個別の商人研究をつなぎ合わせ、いわば点と点とをつないで線とし、線と線とをつないで大きな面を作りあげる作業を通して栖原家・飛騨屋の経営問題を明らかにしていくための道を示してくれたの

であり、内田氏の研究の意義は大きい。

続いて、第1章において、初代倍行を中心に四代に渡った飛騨屋の企業者活動を概観していくことにする。

第1章 木材事業家飛騨屋創業への道

1 飛騨屋初代倍行のルーツ

飛騨屋久兵衛の故郷、飛騨国は東山道の一国であり、現在の岐阜県の北部にあたる。多くの争いがここで繰り返されたが、天正13年(1585)に豊臣秀吉の命を受けた越前の国大野の金森長近により平定された。その後、元禄5年(1692)には、飛騨国は江戸幕府の直領となった⁴⁾。

このような歴史をもつ飛騨の国に生まれた久兵衛倍行のルーツを「武川久兵衛系図」によって辿っていこう。「系図」⁵⁾によると、久兵衛の祖先は甲斐の国武田氏の家臣であり、主家滅亡後に飛騨国益田郡湯之嶋村(現在の岐阜県益田郡下呂町)に移り住むこととなった。父は久右衛門倍良という人物で、「寛永6年生まれで、元禄11年卒去(70歳)」と「系図」に記録されている。久右衛門は40歳のときに、禅昌寺剛山老和尚(甲州人)が下呂郷湯之嶋村に温泉寺を建立するにあたって、自分の持ち山の一部を寄付し、寺地と境内にしたと武川家の史料に記されている⁶⁾。寺院建立という大事業を成しえた久右衛門は商業・金融などを手がけ相当の蓄財を果たした資産家であり、また寺院建立を通して武田家との関係の深さをうかがい知ることができる⁷⁾。この武川家四代目にあたる久兵衛倍行が飛騨屋の創業者となる。幼い頃の事を記録してある史料は見聞しないが、「系図」⁸⁾によると「元禄9年藤助倍時を伴いて江戸に赴く、同13年南部大畑村に至り、同15年松前に渡る、東蝦夷地志利別に至り、唐松山を開き、山法を定む、且つ蝦夷人交易之法を陳す。江戸大阪蝦夷松之海運並検出之産物運送、此に創る、東国之より和藤内久兵衛と称す。」と記録されており、久兵衛の南部大畑、松前蝦夷地における企業者活動の足跡を

つかむことができる。

ここで倍行の家族関係を紹介しておこう。大畑に進出した久兵衛は、大畑町生まれの土地の娘、沢をめとり室とし、沢の甥を養子として武川伊兵衛を名乗らせ、飛騨屋の大坂分家を相続させている。沢は夫倍行の死後15年間生き、分家相続した甥伊兵衛の経営する大坂支店へ出向いたおりに発病し、寛保2年12月14日現地で死亡した。倍行には継妻がおり、「系図」⁹⁾には「湯之嶋村桂川五島兵衛女」と記録されている。この継妻は晩年に尼となり、宝暦6年10月24日に死亡。

倍行には四人の弟（藤助・伊右衛門・平兵衛・善次郎）がいた。倍行とともに江戸へ出た藤助は、松前分家を相続し、享保16年2月27日、56歳で亡くなっている。また伊右衛門の嫡男倍正は伯父倍行の養子となり本家を相続し、飛騨屋久兵衛二代目を名乗ることになる¹⁰⁾。

2. 飛騨屋創業への道のり

倍行は故郷をあとに、江戸へ向かうが、その後北進して、初めて大畑において飛騨屋を名乗り、蝦夷地へと向かう。本稿のテーマである栖原家との関係が久兵衛の江戸進出あたりからみえてくる。なお栖原家については2章で取り扱い、両家の具体的関連性については3章で言及する。

以下、倍行が故郷を出て行く事情から述べていこう¹¹⁾。

飛騨国が幕府の直轄地となってからは、関東郡代伊奈半十郎が飛州代官を兼務し金森時代の藩政を改革。その結果、年貢の金納が実施され、住民はせまい耕地にしがみつき、生活は苦しくなる一方であったという。このような状況下にある武川家にとって、飛騨国において企業者活動を行う機会はますます失われていった。倍行出郷の理由を「武川家文書」はどのように伝えているのか¹²⁾。

「悟本院様奥州江下向思召乃儀ハ、当国御領主苛政に因テ、国内百姓多ク逃散、当卿モ離散ノ者多ク有之処、当家ハ村長タルニ因テ、右逃散百姓ノ未進乃貢不残受納申付ラレ、其外年々ノ用金調ニ付テ、困厄ニ迫リ、御決心ノ上他国稼ヲ思召立ノ段申伝ル処也」

この「史料」では悟本院様（久兵衛倍行）が故郷をでて奥州へ赴く理由が記録されている。ただし、なぜ久兵衛が江戸へ赴いたか直接の動機を裏づけるものは見られないが、久兵衛が飛騨を出郷したその事情は明白である。すなわち、領主の圧制により多くの百姓が逃散し、下呂においても逃げ出した者が多い。武川家は、村長であるからこうした百姓たちが滞納した年貢を納めさせられ、そのほか年々御用金まで申しつけられ大変な困苦となり他国へ行って稼ぐことを思いたったと伝えられている¹³⁾。

3. 事業への準備に向けた江戸滞在

倍行が江戸へ向かう理由は明白ではないが、白山友正氏によると「弟藤助倍時と在所出足（23歳）、9月5日出発、8日高任着、56日余逗留、11月5日江戸へ発足、11月12日川崎着、5カ年江戸に逗留、木材の消流状況を調べ、木材商栖原角兵衛と相知る」とある¹⁴⁾。久兵衛は5年もの間江戸で何をしていたのか。木材の価格動向、需給問題の調査、あるいは木材商栖原屋と親交を深めていたのか。久兵衛が国を出た理由は、「他国稼」が目的である。稼ぐためには何をもって稼いだらよいかを知る必要があるだろう。久兵衛は山国生まれであり、その知識を持っている。また父久右衛門の仕事は林業である。したがって、長子である久兵衛も山林事業家として必要な知識と経験は積んでいる。こうした知識や経験は久兵衛が事業を始めるにあたって重要な経営資源でもある。久兵衛は自分の持っている山に関する知識と技術に自分と武川家の将来と運命を賭けたのではないだろうか。飛騨における山の開発事業の困難性は前述したように、幕府の直轄地である限り、地元の山林事業家の活動が制約されることは明らかである。むしろ、他国へ出て開発事業を起こし、初期の目的を達成しようと考えたのではないか。そのために、あらゆる情報が集まる江戸で、企業者活動への準備を進めていったのではないだろうか。

もう一つ指摘しておくべき重要なことは、江戸では木材に対して大きな需要があることを久兵衛は知っていたということである¹⁵⁾。山林

事業家としての久兵衛が木材に関する情報収集に熱心であるのは当然であろう。江戸滞在中はそれらの情報を集め分析し、江戸木材市場の大きさを理解するとともに、大消費都市江戸を攻めるためにはまず原材料の供給地¹⁶⁾、木材の品質、運送手段とそのコスト、木材問屋とのかかわり、木材事業にともなう多額の資金調達問題、さらに現地における山林労働者問題とその手当てや管理等々、新規事業を起こしていくために解決しなければならない問題に対処していたと考えられる。

当然その大きな問題の第一は、商品となる原料の木材をどこから得るかということであろう。久兵衛は江戸において原料の供給先を真剣に検討したにちがいない。そして最終的意思決定が下された。それが下北半島であり、蝦夷地ではなかったろうか。「性頗る鋭敏にして自ら謂えらく、碌々と山間に生涯を終わらんよりは寧ろ他国に出て事を成すに如らず。」¹⁷⁾とあるように久兵衛の冒険的事业家としての性格をこの文章に見る。産地から市場への木材輸送にも必然的に危険がつきまとう。まさに投機的事業である。しかし成功すればその見返り・利益も大きい。その事業に乗り出そうとする久兵衛の準備期間として江戸滞在を位置付けておきたい。

江戸における5年余りの滞在後、久兵衛は元禄13年(1700)に下北地方大畑に飛騨屋を開業し、南部藩の材木伐り出し請負事業を始めた。その2年後には、蝦夷地に進出し、松前にも店を構えた。蝦夷地における倍行の事業は東蝦夷地の臼山の開発から始まって、沙流・久寿里・厚岸・臼、西蝦夷地にいたり石狩・勇張・天塩などの蝦夷松の伐り出しに成功。また自ら建造した船で木材や海産物を江戸大坂へ回送し、帰りの船には米や酒、その他の商品を蝦夷地へ運び利益を蓄積して事業の拡大を図っていった。¹⁸⁾事業が上り坂にあった享保13年(1728)11月10日に京都から湯之嶋の本店へ戻る途中の飛州下原村で久兵衛倍行は急逝した。倍行一代で始めた飛騨屋の事業において彼の残した遺金は5200両。その処理については「飛騨屋久兵衛跡式証文覚」¹⁹⁾に記録されている。倍行は現金数千両と下呂の家・田地・京都の家2軒の財産、松前山の支配を二代目倍正他養子に残したのであ

る。

倍行は弟藤助とともに故郷をあとにして江戸に5年余り滞在した後、大畑と松前地に店を構え、木材伐り出し事業を進めることおよそ28年。この間の倍行の活動を検討すると、彼は企業者活動に必要な労働力、資金、情報を収集し、優れた経営戦略を持って企業行動に移す創業企業家であると言えよう。なぜなら飛騨屋進出当時の松前藩は、豊かな水産資源と山林資源を有しながら、それらを開発するための経済力や技術力やマーケティングを持ち合わせていない。まして海産物や木材を流通させる機能は商人に依存するより他に、藩の経済的基盤をゆるぎないものにすることはできなかつたからである²⁰。こうした松前藩の弱点である商業機能を飛騨屋が藩に代わって担っていったことと合わせて、本稿の課題でもある飛騨屋をパートナー企業家として百年余りの長期にわたり、融資元として、また木材や海産物の取引相手として、変わらない支援を続けた江戸木材問屋栖原屋との関係が、江戸滞在中に久兵衛倍行との間に生じたことが、倍行をして木材請負事業家への道を歩ませることとなった点を指摘しておく。

4. 二代目倍正から三代目倍安の企業者活動

二代目倍正は養父の跡を継いで、享保13年（1728）に臼山跡山8カ年の事業を山田庄平（庄兵衛）らと共同出資の形態をとって請負い、利益をあげている。この事業の完成は元文元年（1736）の予定であったが享保13年7月には、次の請負事業を申請し、奉行によって認められた。すなわち元文2年（1737）から開始され寛保2年（1742）に年賦完成という5カ年に渡る尻別山の唐桧伐採の請負事業であり、本事業こそ二代目倍正が一人で行った請負事業であった。飛騨屋の経営に占める山請負事業の割合は大きい。従って、倍正が連続して請負事業の申請を行い、その事業を遂行する積極的な姿勢のなかに、飛騨屋を継続し、資本蓄積を果たしていこうとする、激しいほどの企業者精神をみることができる。それは先代の遺業を守保するのが自らに課せられた責務であるかのごとき倍正の行動であったように思える。しかし

ながら飛騨屋二代目としての期間は短く、惜しくも14年を数えるだけであった²¹⁾。

三代目はその子倍安に引き継がれ、この時代に飛騨屋は事業経営における大きな節目を迎える。そして飛騨屋の事業の本拠地とも言える蝦夷地開発の集大成を倍安は果たしていくのである。倍安はその事業を7歳で引き継ぎ、今井所左衛門を後継人としてそののち40年余りの間に、飛騨屋の木材請負事業を更に発展させ、同時に木材の請負事業から場所請負事業へとその経営内容を大きく変革させるという、飛騨屋全体の事業戦略を転換させた人物である。

三代目を取り巻くその経営環境は、大きく変化する。幕府の蝦夷地政策と松前藩の経済政策の転換。さらに松前藩の山林枯渴と留山。アイヌの労働力問題など三代目倍安はこうした環境の変革に見事に対応し、今までの飛騨屋が進めてきた流れとは異なる事業へと転換し、成功を治める²²⁾。ところで倍安は初代倍行、二代目倍正も体験しなかった大畑の支配人の不正事件と対決することになる²³⁾。倍安は支配人の不正問題の解決にその力を注ぎつつ、天明4年(1784)に美濃国金山に没した。飛騨屋の事業はこの後四代目益郷へと引き継がれていく。

5. 飛騨屋最後の企業家四代目益郷

天明2年(1782)に17歳で飛騨屋久兵衛四代目の家督を継承した益郷は、二代目今井所左衛門を後継人に、その事業経営を開始した。ちょうどその頃、江戸時代最大とも言える冷害・大雨・大飢饉が続き、江戸・大坂・京都の三都やその他の地域でも米騒動などが続いた。東北はことのほかその被害が甚大であった。大畑在の民を助けるために土地の有力な事業家であった飛騨屋や栖原屋そして堺屋などがそれぞれ資金を出し合って大量の米を買い集めたのは、天明3年(1783)のことであった。今の言葉で言えば、企業の「社会的貢献活動」が大畑の事業家たちによって行われたと言えよう。

益郷はその企業者活動として松前藩の負債償還延期、各場所の請負事業も進展させ、企業家としての能力を十分に発揮したのだが、蝦夷

地にロシア船が来航したことにより幕府の北方政策に変化が見られるようになると、飛騨屋の事業の前進に歯止めがかかるようになった。天明4年（1784）には、飛騨屋の事業にとってさらにマイナスとなる事故に直面した。手船常陸丸が難破し、死者まで出る惨事を起こした。翌年、松前藩の財政危機により、絵鞆場所を返納し、天明6年（1786）には、幕府は直接蝦夷地交易を行うため、厚岸・霧多布・国後三場所において飛騨屋に一年間の休業を申し付けた。さらに、寛政元年（1789）に国後のアイヌが反乱を起こし、飛騨屋側71名が虐殺されるという事件に遭遇した。幕府はこの乱を聞いて松前藩をしかり、松前藩は場所請負人にその責任を転嫁した。この乱によって飛騨屋が被った被害は甚大であった。すなわち、四代続いた松前と大畑の店を閉鎖し、蝦夷地撤退の要因ともなったからである。当時の飛騨屋の負債総額は8200両にのぼっていたという。以後その負債の返済のために郷里を中心に、益郷は企業活動を進めこれをついに完済した。文政10年（1827）63歳をもって益郷はその生涯を閉じた²⁴⁾。

以上、四代に渡った飛騨屋の企業者活動を概観した。本来であるなら個別経営史としてそれぞれの企業者活動を詳しく検討していくべきであろう。しかし、本稿の意図するところは、飛騨屋と栖原家との関係を明らかにすることである。個別研究に関しては別の機会に譲るとして、次章においては栖原家の出自と企業者活動を概観する。

第2章 栖原家にみる企業者活動の展開

本章では江戸期における飛騨屋の企業者活動に深くかかわった栖原家の出自とその企業者活動を考察していく。そこでまず栖原家とはどのような出自と系譜を辿った家柄なのかを見るために栖原家の略伝をここに記していく²⁵⁾。

栖原角兵衛略傳

北海道廳ヨリ下問ニ付差出シタル調書

一角兵衛祖先ハ八幡太郎源義家十五代孫小柴掃部介信弘世々撰津國川辺郡北

- 村郷ニ食邑セリ一子信茂幼稚ニシテ戦乱ヲ避ケ天文五年紀伊國高野山ニ隠ル後チ世治リ同國有田郡吉川村ニ歸農ス其先撰州北村ニ住セルヲ以テ北村ヲ氏トセリ信茂ノ孫茂俊元和五年紀伊國有田郡栖原村ニ移住ス通称角兵衛ト云フ蓋シ之ヲ栖原村居住ノ祖トシ之ヲ角兵衛初代ト爲ス
- 一初代角兵衛茂俊元和末年上総國ニ渡航シ初メ館山浜萩等ニ漁業ヲ試ム大ニ志ヲ立テ同國天羽郡萩生村ニ轉シ近郡一圓ニ漁場ヲ創開ス今尚遺跡アリ其地方ニ於テハ今ノ漁業ハ栖原ノ賜モノナリト碑ニ傳フルト云フ
- 一第二代角兵衛俊與元禄年間江戸鉄砲洲本湊町ニ支店ヲ置キ炭木材問屋ヲ營業ス同十三年江戸深川ノ水浜ヲ埋メ木材置場ヲ設ク今深川區木場町支店ノ地ナリ
- 一第三代角兵衛茂延上総國漁場居住ノ人民營業漸ク大ニ熟シ必ズ保續ヲ期スヘキヲ以テ功成身退ノ所以ニ基キ之ヲ其住民ニ授付シ正徳年間同國ヲ去リ以来専ラ江戸支店ノ營業ヲ勉ム同年間陸奥國南部大畑ニ支店ヲ設ケ出產ノ木材ヲ江戸大坂ニ輸送シ販賣ス後天明三年南部支店ヲ廢ス
- 一第四代角兵衛茂村前代ノ遺業ヲ襲クノミ更ニ記スヘキコトナシ
- 一第五代角兵衛茂勝明和二年自ラ北海ニ渡航シ初メテ松前福山小松前町ニ支店ヲ開キ海産ト雜商トヲ營業シ郷里ノ村名栖原ヲ以テ家號トシ雇人橋本三郎兵衛ヲシテ店支配人トス當時松前藩制規ニ依リ土着人籍スル人民ニ非ザレバ漁業ヲ許ザルヲ以テ即チ三郎兵衛本姓橋本ヲ改メ栖原ヲ冒シテ仮リニ養子相續ノ名儀トス以後支配人交代ノ際之ヲ慣例トス而シテ角兵衛ハ江戸松前紀州等ニ往来シテ總テ諸店ノ事務ヲ裁決ス
- 一第六代角兵衛茂則天明六年松前藩ヨリ天塩國天塩郡一圓天賣焼尻ニ島受負命セラル 後明治七年ニ至リ吉田三郎右衛門ヘ之レヲ讓付ス○同七年同國留萌郡苫前郡漁場悉皆受負命セラル○寛政元年雇人井原忠三郎ヲシテ三郎兵衛跡支配人ヲ継カシム○同年松前藩土蠣崎藏人氏ヨリ十勝漁場受負ス同三年之ヲ返付ス寛政五年雇人栖原彦兵衛ヲシテ忠三郎跡支配人ヲ継カシム
- 一第七代角兵衛信義文化二年雇人北村半助ヲシテ彦兵衛跡支配人ヲ継カシム○同三年石狩國「トクヒラ」「ハッシャフ」「下ユウハリ」「シマ、ッフ」「上ツエシカリ」漁業松前藩ヨリ受負命セラル後同十二年ニ至リ之ヲ返納ス○同六年北蝦夷地樺太州漁業幣店及ヒ伊達林右衛門ノ兩名ヘ預ケトナル○其後松前藩奥州梁川ヘ転封ニヨリ蝦夷地一圓旧幕府ノ御領トナル漁場ハ松前藩時ノ通り命セラル○文化十年雇人北隈茂ハヲシテ半助跡支配人ヲ継カシム○同十二年根室國漁場幣店及ビ伊達林右衛門高田屋嘉兵衛龜屋武兵衛ノ四名ヘ受負命セラル同十四年之ヲ返上ス○文政五年松前藩奥州ヨリ封土旧ニ復セラレ受負所ハ前從ノ通り命セラル○同九年雇人川村六郎兵衛ヲシテ茂八跡支配人ヲ継カシム○同十年八月厚岸漁場受負命セラル後天保三年ニ至リ山田屋文右衛門ヘ讓付ス
- 一第八代角兵衛茂信天保六年十月雇人田中庄兵衛ヲシテ六郎兵衛跡支配人ヲ継カシム○同八年雇人長川仲藏ヲシテ庄兵衛跡支配人ヲ継カシム○同十二年十月東蝦夷擇捉振別紗那薬取四郡漁場幣店及伊達林右衛門ノ兩人ヘ受負命セラル○天保十四年大坂博労町ニ支店ヲ設ケ北海道物産問屋ヲ營ム後安政九年之ヲ廢ス ○弘化四年雇人川村六右衛門ヲシテ仲藏跡支配人を継カシム同時松前藩用達命セラレ六右衛門ヘ七人扶持賜ハル○嘉永五年「ヤム

クシナイ」漁場伊達栖原兩名へ受負命セラル後文久二年ニ至リ之ヲ返納ス ○同七年樺太州漁場幕府御領ト爲ル故ニ北曾所御設置アリ伊達栖原兩人へ該曾所元締役命セラル○松前藩ヨリ六右衛門へ一代土席先手組格命セラル

一第九代角兵衛茂寿安政二年五月松前藩ヨリ沖ノ口収納取扱方命セラル○同年十二月東西蝦夷地悉皆幕府御領トナル漁場受負ハ従前ノ通り命セラル○同三年千島州擇捉振別紗郡薬取四郡仙台藩警衛所ニ成リ同藩ヨリ用達命セラル○同年五月松前藩ヨリ積金取扱方命セラル○同年九月函館奉行所ヨリ六右衛門へ年始其外式立ノ節熨斗目着用不苦平日肩衣着用出勤命セラル○同四年閏五月新錢引替所命セラル○同五年四月御用金仮御預金取扱命セラル○同年江戸日本橋區四日市町ニ支店ヲ開キ北海道物産問屋ヲ営ム後明治十五年該地電信局御用地トナルニ際シ之ヲ廃ス

○同年函館奉行所ヨリ北蝦夷地并擇捉島一圓天塩國天塩郡留萌郡漁場受負未年ヨリ酉年迄継年期達セラル

一當代角兵衛寧幹ニ至リ安政六年二月町方別廉御金取扱方命セラル○同年八月外國銀錢通用取扱方命セラル○同年十一月運上所附御金并外國銀錢取扱方命セラル○同七年三月函館大町海岸築出御金取扱方命セラル○同年六月銅錢引換所命セラル○萬延元年天塩國天塩苫前留萌三郡天賣焼尻二島共庄内藩領地ト成リ同年同藩ヨリ六右衛門へ用達命セラレ勤中米十五俵賜ハル漁場受負ハ従前ノ振合ニ命セラル○文久元年二月雇人小林半六ヲシテ六右衛門跡支配人ヲ継カシム○同年同月松前藩ヨリ役所詰日勤命セラレ半六へ三人扶持ヲ賜フ○同二年産物會所御用金取扱方命セラル○同三年九月北蝦夷地樺太幕府御直場所トナリ伊達林右衛門弊店ノ兩人へ漁業差配委任セラレ仕入ヲ以テ營業セリ○慶應三年北蝦夷地受負ノ名称ヲ廢シテ更ニ出稼命セラル同年十二月同地幕府へ御引上トナル○同年十一月半六へ子孫七代帯刀ヲ許サレ白銀十五枚ヲ賜フ○同年十二月北蝦夷地「ルウクシナイ」「コモシラ、ヲロ」「エイロフ」ヨリ「アイ」迄弊店及伊達林右衛門ノ兩人へ出稼命セラル○同年松前藩ヨリ半六へ勘定奉行格命セラル尋テ辭職ス○明治元年十月賊軍御鎮靜總督清水谷殿函館御下向アリテ各漁場従前ノ通ニ命セラル○同二年十月雇人田中小右衛門ヲシテ半六跡支配人ヲ継カシム○同時松前藩改称館藩ヨリ用達命セラレ小右衛門へ七人扶持賜フ○同年十月天塩國天塩苫前二郡焼尻島共水戸藩領地ト成リ漁場ハ同藩へ引上ト成ル○同三年天塩國留萌郡ハ山口藩領地ト成リ同藩ヨリ漁場受負ノ名ヲ廢シ出稼命セラル○同四年開拓使御庁ヨリ天塩一圓天賣焼尻共漁場持ニ命セラル但水戸藩山口藩ヨリ受取（中略）

一角兵衛本籍ハ初代ヨリ十代私ニ至ルマテ紀伊國有田郡栖原村ニ居住シ家格ニ於テハ代々差アリト難モ旧紀伊侯ヨリ通シテ土列に准シ俸米ヲ辱フシ時服物品等ヲ賜フコト代々数回ナリ且累代旧紀伊侯用達命セラレ同侯仕出ノ名目ヲ以テ幕府へ納材スルヲ例トス江戸鉄砲洲ニ於テ之ヲ勤ム故ニ諸國ノ山林殆ト斧斤ヲ入レサル所ナキカ如シ凡百有餘年伐木ニ従事スト雖モ安政年間ニ至リ之ヲ罷メ今ハ東京支店深川區中木場ニ於テ木材販賣スルヲ以テ業トス

要之素ヨリ私不才不能ニシテ祖先ニ降ル数等ナリト雖モ誤テ祖業ヲ襲キ唯

愚衷且遺訓ニ背カンコトヲ畏ル、ヲ以テ専ラ國益民利ヲ擴張スルコトヲ翼望スル所以ナリ況ンヤ近年本道ニ於テハ特ニ保護ヲ辱フシ恩渥至ラサル所無シ豈唯私ノミナランヤ本道人民誰カ感激奮發セサラン哉

賞與

一銀盃ヲ受クル十七回、木盃ヲ受クル二十回、金員物品ヲ受クル三回、賞状ヲ受クル九回ナリ

明治二十一年七月

出典：多羅尾忠郎「栖原家略傳」（『千島探検實紀全』1893年）P50～55より引用。

『栖原家略伝』が伝えるのは、初代茂俊から十代寧幹に至るまでの事業家としての活動業績である。本章ではこの『略伝』を中心に他の研究業績を参照しながら栖原家の出自、初代角兵衛の関東進出、事業の多角化、北進戦略等にもみる栖原家の企業者活動を概観する。

1. 栖原家の出自

栖原角兵衛家の企業者活動は江戸時代から明治時代にまで及ぶ。事業も多角的な経営を旨とする。その事業経営の内容は漁業家から出発し、薪炭・材木問屋商人、そして蝦夷地における場所請負商人として「代々栖原家を名乗り、十代まで続いた事業家としての系譜を有する。」²⁶⁾

『栖原家略伝』並びに『南紀徳川史』によって栖原家の出自を探ると、同家はもともとは北村氏を称していたという。なぜならその祖先は、八幡太郎義家十五代の孫小柴掃部介信弘と記されているからである。信弘は摂津国川辺郡北村郷を支配。これをもって北村を氏とするようになる。信弘の子に信茂がおり、幼少のゆえに戦乱を避け、天文五年に紀伊国高野山に隠れたが、世の中の平定するに及んで、同国有田郡吉川村に住み、帰農した。信茂の孫茂俊の代元和5年（1619）に同郡栖原村に移住し、通称を角兵衛と名乗り、以来代々本家筋を角兵衛と呼んだのである²⁷⁾。

ただし本稿で取り扱う栖原角兵衛が「栖原屋」の屋号をもって蝦夷地における活動を具体化するのには、五代目角兵衛茂勝からである。明

和2年（1765）に茂勝自らが蝦夷地を目指し、松前福山小松前町に支店を開設して郷里の村名栖原を屋号に用いたのである²⁸⁾。

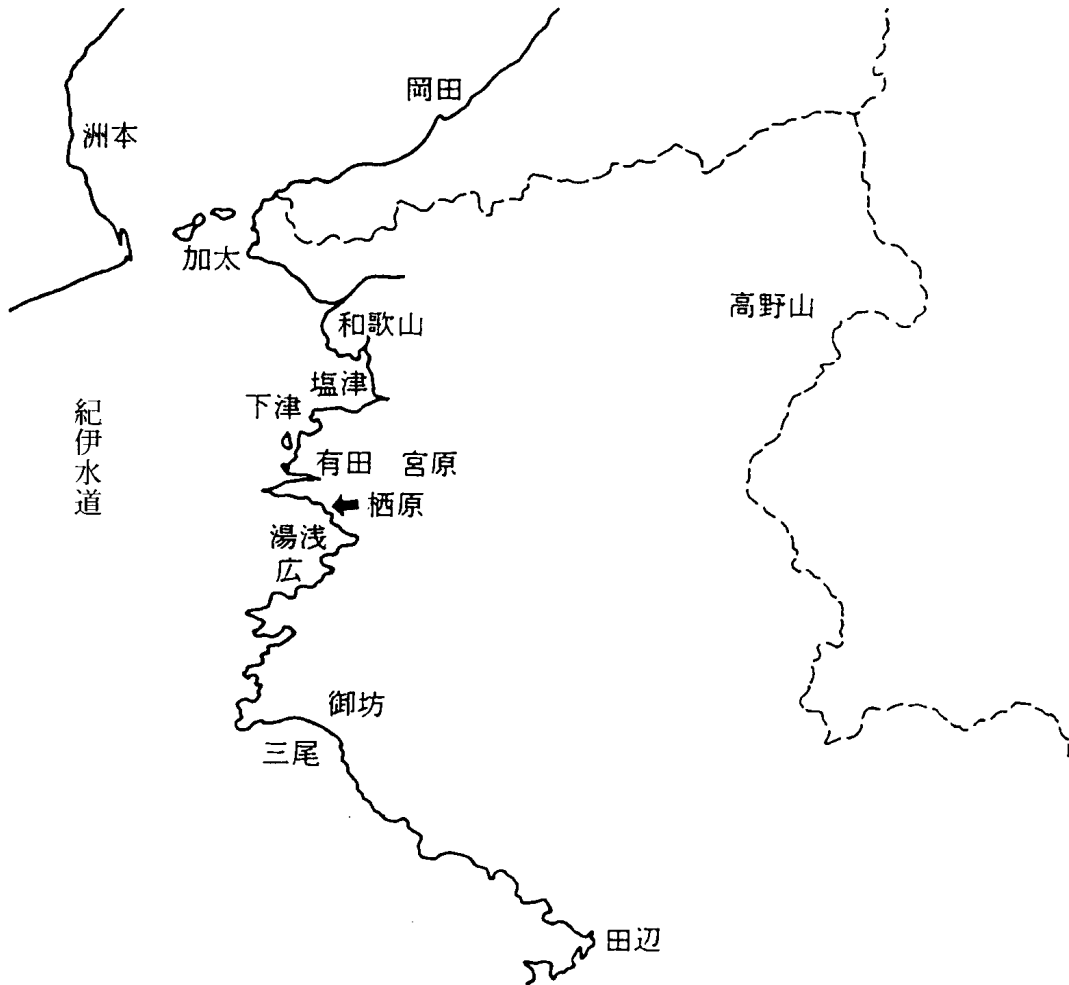
2. 漁業家初代茂俊の関東進出事情

栖原家が漁業に携わるようになったのは、前述のように元和5年（1619）に茂俊が栖原村に移り住み、父茂真の跡を継いで農事に励んだが、当時の栖原には有力な漁家が在住し、多大の利益をあげているのを見て漁業に転じたと資料に記されている²⁹⁾。農業から漁業への転身は簡単にできるものではない。そのあたりの事情を田島佳也氏は次のようにまとめている。「網本でかつ漁商稼ぎと思われる角十郎家の婿養子になり、栖原浦を基盤に事業に進出するようになる。その際、北村角兵衛と称し、以後、当主は代々、角兵衛と通称した。」³⁰⁾

こうして栖原村の角兵衛として漁業に従事することとなった茂俊は、やがて関東出漁を決断するわけだが、次にその理由のいくつかを挙げておこう。第一の理由として挙げられるのは、栖原浦の地理的環境が関東へ出漁していく状況を生み出したということである。日本の漁業経済史研究者羽原又吉氏は栖原村の地理上の環境を次のように捉えている。「関東へ出漁した漁民の本国は主として紀州と摂州に分かれ、それに前者に対しては多少の尾州出身を、後者に対しては泉州出身を附加することができる。紀州漁民の主たる出身地は、今日海草郡加太・雑賀崎・塩津・大崎・下津と、有田郡栖原・湯浅・廣村と、日高郡三尾である。すなわち、だいたいにおいて紀州の北西部に極限されていることは特に注目すべきである。」³¹⁾

確かに図1を参照すると角兵衛の居住する栖原村一帯は紀伊水道に面しており、その主たる生業を漁業に頼らざるをえないことは明らかである。もう一つの理由を挙げるなら山が海に迫っており、農耕地の面積が少ないということである。栖原浦の人々は、農業の展開とその発展に期待できない状況にあったわけである。必然的に村の置かれた地理的環境から言っても、漁業に活路を見出して行かざるを得なかった³²⁾。そうした中で茂俊も栖原浦の人々と共に近世初頭、関東に新し

図1 関東へ出漁した紀州漁民の出身地（近世初期～元禄期）



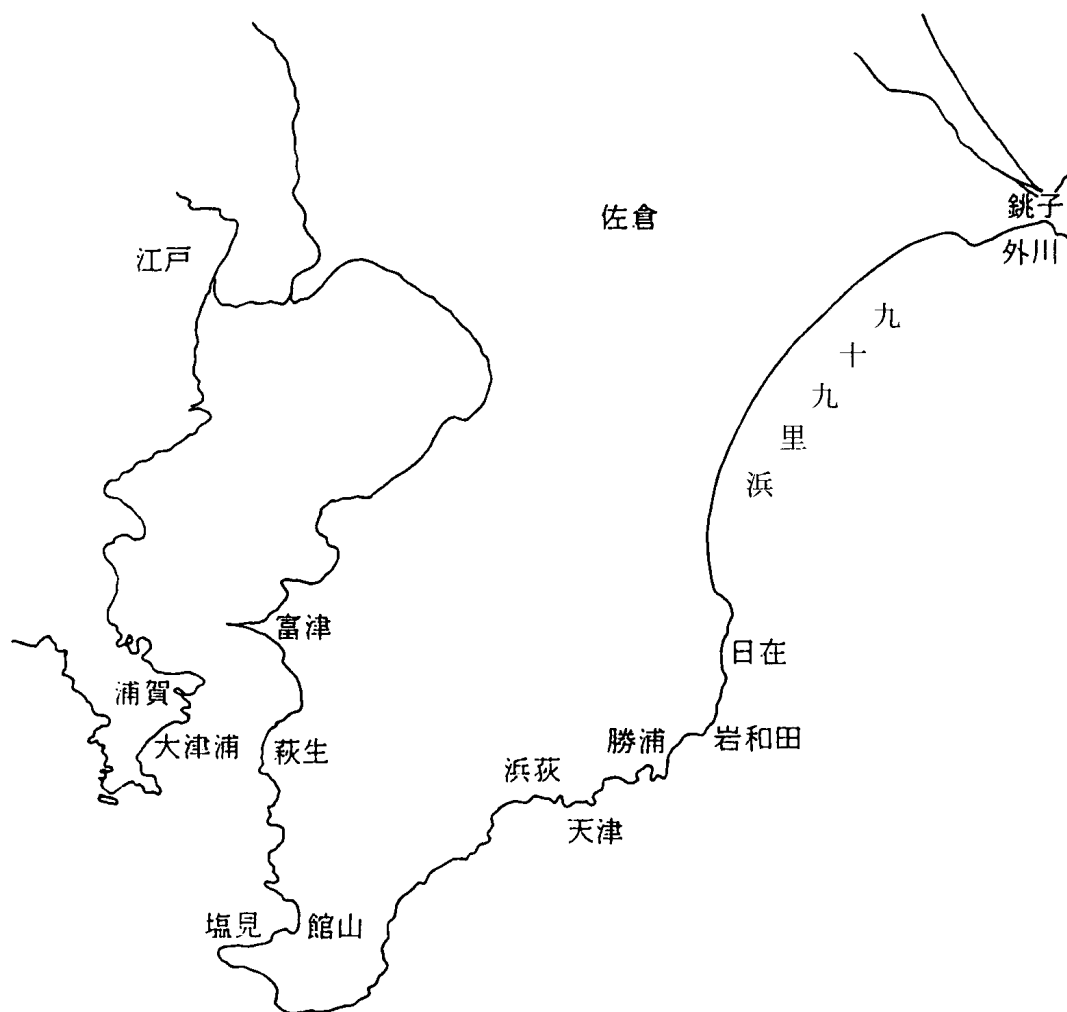
出典：内田龍哉「栖原角兵衛について」(『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻第3号、1991年) P35より引用。

く漁場を求め出漁していったと思われる。

『南紀徳川史』³³⁾によれば角兵衛茂俊は元和期の末頃に、上総の国に渡航。始めは館山浜荻（天津小港町浜荻）で漁業を試み、さらに同国天羽郡萩生村（富津市萩生）に移り、ここが好漁場となることを見抜き、家をあげて移り住み、近郡一帯の漁場を開くに至った（図2参照）。

茂俊は栖原浦から房総へ一家をあげて進出を果たしたが、そうした決断をした背景に、当時すでに房総に出漁していた同郷の須原屋茂兵衛と菊池太郎兵衛がいた。おそらく彼らを通して房総の近海漁業の有望性と将来性を見出すとともに、江戸市場の整備がなされていること

図2 角兵衛茂俊の出漁先



出典：内田龍哉「栖原角兵衛について」(『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻第3号、1991年) P36より引用。

を知らされていたことであろう³⁴⁾。

その後、茂俊の企業者活動は延宝元年の正月の20日に終わる。享年73歳であったという³⁵⁾。

3. 二代目俊興にみる事業の多角化

初代角兵衛茂俊の子二代目俊興は父の死後、その事業を引き継ぎ、鰯まかせ網や鰯八手網の普及によって房総の経済活況時代ともいえる元禄元年(1688)に、江戸鉄砲洲本湊町に薪炭問屋を開業。さらに深川木場材木問屋を開業した。また同13年(1700)には、深川の地を埋め木材置き場を設けた³⁶⁾。

俊興の主たる事業である漁業経営も同時期、成長が見られている。ところで俊興はこうした栖原屋の事業である漁業が成長段階にあるこの時期に、なぜ新規事業を進めていったのか。またその新規事業がなぜ薪炭・材木業なのであろうか。田島佳也氏はこうした点について次のようにまとめている³⁷⁾。栖原家が江戸へ進出を図った時期は、元禄期（1688～1704）であった。その頃、房総では関西海民による八手網など旅網の全盛時代が終焉を迎えつつあった。そのかわりに台頭してきたのが地元漁民による地網であった。鰯漁の盛んな九十九里浜でも、今までの小規模な片手回し地引網から大規模な両手回し地引網に変わりつつあった。こうした漁法は、多くの労働者を有し、出稼ぎ的性格をもつ関西の漁業者にとっては、このような網の技術的にも、またその網を用いるために多くの漁夫を集めることも困難であった。こうしたことが地元網元のさらなる台頭へとつながったと言えよう。薪炭・材木業への転身は、こうした状況の変化に対する栖原家の企業家的な対応であった。ではなぜ薪炭・材木業に進出したのか。こうした疑問は残る。田島氏は次の三点をその理由に挙げている。第一に出身地を考えると紀伊国である。薪炭材木業を生業とするのは、さほどの困難はなかった。第二に栖原家の新規事業進出期と同時期に、江戸では紀伊国屋文左衛門が活躍していたことである。一説によると、彼は湯浅町の別所出とも言われた紀文であるので栖原家との関係があったやもしれない。第三の理由として房総における鰯漁業の経営に深くかかわっていたと考えられる。漁でとれた鰯のほとんどが干鰯・メ粕に加工される。この製造加工には、薪炭が大量に消費された。網元である栖原家が薪炭売買にかかわっていたことは十分考えられよう。なぜなら栖原家よりも早く房総に出漁していた同郷の菊池家も、元禄以前から幕命によって房総産薪炭の江戸城納入や輸送に従事していたからである。こうした経験から新規事業への参画の際に栖原家は、まずその生業として薪炭事業を選んでいったと思われる。材木業を開業することもその延長線上にあると田島佳也氏は考えておられる。

4. 南部大畑支店開設

三代目茂延の代になると房総における漁場経営から完全に手を引き、父の起こした薪炭・材木業の経営に専心することになる。正徳年間（1711～1716）には、茂延は下北地方大畑に進出し、支店を設けた。近くの木材の伐採を推進し、江戸や大坂に輸送して販売拡張をはかっていった。材木問屋自らが、木材供給基地を下北に開いたのである³⁸⁾。ここで指摘しておくべき重要な点がある。それは飛騨屋久兵衛の名が三代茂延の項であげられていることである。ただし、飛騨屋の名が出てくるのは、『栖原家家譜』（1918年刊による）のみである。そこには元禄以来、蝦夷地の松を伐採して各地に移出している飛騨屋久兵衛（二代目倍正）に茂延が資金を供給し、その木材（蝦夷松）の取引にあたり、これを販売したとある³⁹⁾。

飛騨屋久兵衛倍行が大畑に進出したのは前章で述べたように、元禄13年（1700）のことであり、飛騨屋の屋号で材木取引を行っていた。飛騨屋が進出する以前の大畑は大坂や江戸からは僻遠の地であり、港の自然条件にも恵まれていなかったが、ドングリ舟による海運の発達により、南部松を中心に後背地としての賑わいを見せ、永禄年間（1558～1569）頃には越中や能登、加賀に移出されるようになった。津軽海峡に面した港としては大畑以外に良港はなく、やがて、大坂や江戸の海商たちも大畑に注目しはじめ、多くの資本が投下されるようになった。そうした海商のなかでも元禄年間以降の飛騨屋と栖原家の活躍が目立つ⁴⁰⁾。

ところで、栖原家は大畑において飛騨屋と初めて取引関係を持ったのであろうか。そうではなく、飛騨屋が大畑に進出する以前に、なんらかの知人関係を江戸において持っており、飛騨屋の事業資金を融資する立場に栖原家は位置していた。当然飛騨屋の大畑での企業者活動の資金的援助をなし、またその後、栖原家が自ら大畑に進出した後も、飛騨屋の融資元として、あるいは借金の請け人として飛騨屋を支援し続けたのである⁴¹⁾。

5. 蝦夷地進出と場所請負事業

五代目茂勝の代、明和2年（1765）には、自ら江戸を発し、蝦夷地に渡道。支店を福山小松前町に設け、漁業の傍ら蝦夷地の海産物を江戸に輸送し、その帰りの船に内地の物品を積み込み、蝦夷地に運び、供給する事業を展開した。このとき初めて屋号を栖原屋として、橋本三郎兵衛を店支配人とした（表2参照）。

表2 栖原屋蝦夷地支店の歴代支配人

代	支配人名	本姓	就任の年	退任の年
初	三郎兵衛	橋本	1765（明和2年）	1789（寛政元年）
2	忠三郎	井原	1789（寛政元年）	1793（寛政5年）
3	彦兵衛	栖原	1793（寛政5年）	1805（文化2年）
4	半助	北村	1805（文化2年）	1813（文化10年）
5	茂八	北隅	1813（文化10年）	1826（文政9年）
6	六郎兵衛	川村	1826（文政9年）	1835（天保6年）
7	庄兵衛	田中	1835（天保6年）	1837（天保8年）
8	仲蔵	長川	1837（天保8年）	1847（弘化4年）
9	六右衛門	川村	1847（弘化4年）	1861（文久元年）
10	半六	小林	1861（文久元年）	1869（明治2年）
11	小右衛門	田中	1869（明治2年）	1879（明治12年）

出典：秋田俊一「栖原角兵衛の業績に関する覚書」、『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年）P138より引用。

かつ三郎兵衛を栖原角兵衛の養子とし、「栖原」を名乗らせた。これは松前において漁業を営むために、転籍土着の者のみという松前藩の法令があり、それに従って事業を営まざるをえなかったからである⁴²⁾。

茂勝の蝦夷地進出の動機づけについては、『栖原家家譜』のなかに、父祖の最初の志望であり、途中で廃した漁業を復興していく大志であると記述してある⁴³⁾。

内田龍哉氏はより具体的な蝦夷地進出動機二点を展開する。第一は、飛騨屋久兵衛が大畑からすでに蝦夷地に進出していることである。すなわち、元禄13年（1700）に飛騨屋が大畑に進出して2年後、元禄15年（1702）に松前地福山に渡り、松前藩に取り入り、許可を得

て蝦夷地の唐桧材を江戸に送り、海産物の輸送も合わせて行ったという状況がある。第二は、南部藩の山林政策の変更である。下北のヒバ材は乱伐によって17世紀後半には、その林相が後退。ついに宝暦10年(1760)には、全山留山として伐採を制限することとなった⁴⁴⁾。以上の二点を通して、栖原家を蝦夷地に進出させた動機と内田氏は考えている。田島佳也氏は、栖原家の蝦夷地進出に関してはどのように解釈しているのか。明和時代に、津軽海峡を越えて出店することは、事業家栖原家にとって決断の要することであろう。さらに蝦夷地においてすでに近江商人が松前藩の保護のもと、藩の経済を支配している状況下にあっては、江戸系商人による新規の商売参入は難しい。ただ、栖原家にとって有利な点は、元禄以来の取引相手である飛騨屋が蝦夷地に進出していることであった。栖原家は飛騨屋を通じて松前店を開くことになる。そのきっかけともなったのが天明期(1781~1789)の飢饉であった。この時期、松前藩は極度の財政難に陥り、その打開策として外からの資金導入を計画した。そこで飛騨屋に金主の紹介を依頼。天明4年(1784)5月に、飛騨屋を介して金主として松前藩に紹介されたのが、江戸の材木商人栖原角兵衛であった。ここにおいて、栖原家と松前藩との直接的な関係が生じたことになる⁴⁵⁾。さらにもう一点、栖原家は松前店を開くにあたり、江戸店から運転資金として700両を投資した。また店舗を構えるにあたっては、松前城下問屋工藤忠兵衛(蓬萊屋)から235両で松前に地所を購入。工藤家は、松前城下の特権商人であり、近江商人の系譜を外れた数少ない商人であった。近江商人が支配的となっている松前藩経済に栖原家が食い込む下地には、以上のように飛騨屋・工藤家の強力な後押しがあったと思われる⁴⁶⁾。

さて、明和年間に松前進出を果たした栖原家は、近江商人に代わって場所請負を担い始める⁴⁷⁾。栖原家の六代茂則の代に、漁業開発が認められ松前藩の信用を得て、天明6年(1786)に、手塩島、天売・焼尻島の二つの漁場請負を命じられた。翌7年(1787)には、留萌・苫前の二つの漁場全ての請負を命じられている。こうして栖原家は蝦夷

地における広大な漁場の経営を統括する責任者に栖原彦兵衛（表2参照）を支配人に定め、その経営にあたらせた⁴⁸⁾。こうした西蝦夷地一帯の漁場は、栖原家の場所請負事業が閉ざされていく明治前期に至るまで、同家の経営を支える重要な事業となった⁴⁹⁾。

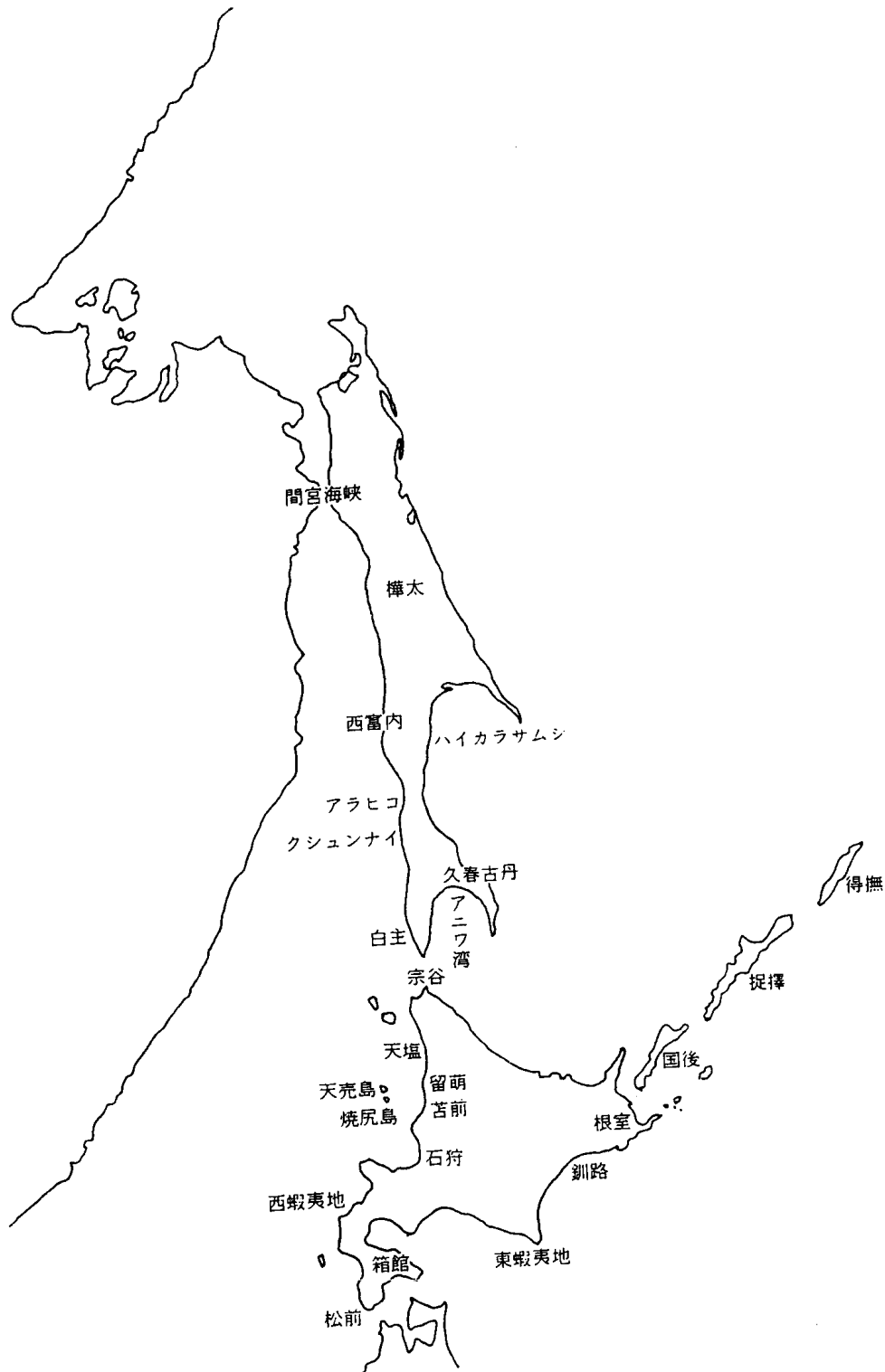
ここで蝦夷地における栖原家の事業内容をまとめておく。五代目茂勝が蝦夷地に渡り、漁場の開拓と海産物の交換を栖原家の主たる事業としたわけだが、それを受け継いだ六代目茂則以降、代々の栖原家当主は松前店を請負場所の統括店に定め、漁場経営に従事した。栖原家の請負地における業務内容は、鯨、鮭、鮑、煎海鼠、昆布等を本州へ輸送・販売することであり、さらに蝦夷地漁場請負事業に参入することにあつた⁵⁰⁾。

寛政11年（1799）に至るや、ロシアの南下とこれに対する松前藩の防御策に満足しない幕府が東蝦夷地並びに樺太を直轄するに及び、栖原家は用達任命されるとともに、幕命により、樺太の大泊と宗谷間に500石積以上の帆船2艘による定期航路を開設した⁵¹⁾。文化期（1804～1818）以降、七代目信義の代になると、文化2年（1805）に石狩（図3参照）、北蝦夷地（樺太）を村山・伊達・栖原で請負うこととなったが、村山は辞退。やがて伊達も辞退し、栖原家単独経営となった。樺太の漁場経営は次のようであった。文化4年（1807）ロシア人により、家屋などの焼き打ちにあつた樺太に巨額な資本投下をして支配人・通詞・雇い人を送るとともに家屋などの再建にあたり、伊達と共同して松前地福山に北帳場を置き、樺太の漁場経営の維持を図つた⁵²⁾。さらに栖原家は文化13年には根室場所、文政10年（1827）に厚岸場所、天保12年（1841）年に択捉場所、嘉永5年（1852）には山越内場所をそれぞれ請負っている⁵³⁾。

この章を終える前に、栖原家の企業者活動の特徴を、田島佳也氏の研究に依拠しながらまとめておく。

房総から江戸進出後の栖原家は資本蓄積のために積極的な事業の拡大を目指していく。その具体的方法として挙げているのが事業経営の危険負担を軽減するための共同経営方式であり、他人資本の積極的導

図3 栖原角兵衛の進出先地図



出典：内田龍哉「栖原角兵衛について」(『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻第3号、1991年) P41より引用。

入であった。そのような事業経営の方法は、南部大畑・蝦夷地の木材伐採事業への進出、また蝦夷地における漁場開発と場所請負人としての企業者活動のなかに見られる。同郷の新川勘右衛門との「仲間商売」はまさに共同経営である。湯浅地方の人々との取引は、他人資本の積極的導入と理解できる。資金の流通が困難なとき、栖原家は縁戚や郷党の名望家、豪商、富商を活用することによって栖原家の事業拡大のための資金作りを図ったのである⁵⁴⁾。こうして得た資金の一部は、飛騨屋家への融資に回される。

さてこの後の九代茂寿を終え、十代寧幹の代になると、明治へと元号が変わり、時代変革の波が場所請負人にも押し寄せる。明治政府による「樺太・千島交換条約」の締結（明治8年）の結果、開拓使庁から突然漁業を中止して樺太を引き払うよう命じられた。これは祖先が巨額を投じて長期にわたって開発した漁場58箇所すべてを失うことであった。栖原家の被る実質的な損害は当時の金額にして、121万円余でありこれを明治政府もロシア政府も負担せず、国の責任を回避した。その後、栖原家の企業者活動は回復できないまま、明治28年にその事業の整理を三井物産株式会社に任せることとなった⁵⁵⁾。

次の第3章では、飛騨屋と栖原家の企業者活動関係を経営史料を通して検証していく。

第3章 飛騨屋と栖原家との取引関係

本章においては、両家の関係が飛騨屋四代日益郷の代にまで及んでいることを、江戸時代の経営環境をふまえて、いくつかの史料を通して検討していきたい。

初代倍行と栖原家との具体的な取引関係を示す史料は、残存する武川家の文書⁵⁶⁾から見出すことはできない。ただ、表1によると、元禄9年（1696）に弟の藤助を伴って江戸に赴く、と記されていることから江戸に向かったのは確かなのだが、そこにおいてどのように栖原家との関係が生じたかを説明することはできない。しかし、元禄9年と

いう年代から推定するなら8年前の元禄元年には、すでに栖原家二代目俊興が江戸に進出を果たし、材木問屋を開いていることから、両家の間には江戸を接点としてなんらかの商売上・取引上の関係が生じたと考えられる。しかしながら、初代倍行の江戸における活動は、第1章で述べた通りであり、栖原家との関係がどのように生じたかについてはそれ以上の進展はつかめない。

次に、飛騨屋二代目倍正と栖原家との関係であるが、これも史料では具体化されていない。倍正が飛騨屋を継いだのは享保13年（1728）であり、寛保2年（1742）には倍正は死去しており、飛騨屋二代目としての企業者活動は、四代続いた飛騨屋の当主として14年余と、もっとも短かった。そうした理由からか、史料の上では、栖原家との具体化された取引を見出すことはできない。ただ、2章でも指摘した『栖原家家譜』によると、三代目茂延の時代に「飛騨屋久兵衛ト云フ者アリ元禄以来蝦夷地ノ蝦夷松ヲ伐採シテ各地ニ移出ス茂延之ニ資金ヲ供給シソノ木材ヲ取引シテ之ヲ販売セリ」⁵⁷⁾ とある。栖原家三代目茂延は、貞享元年（1684）生まれ、享保18年（1733）に死亡している（享年49歳）。その時代を飛騨屋において活動した企業家と照合すると、二代目倍正と同時期になると考えられる。従って、具体的な取引をあらかず史料こそ見当たらないが、こうした『栖原家家譜』などの記録から考えられることは、間違いなく両家の間に、取引関係が継続していたと思われる。

飛騨屋と栖原家との取引関係を初めて経営史料のなかに見出すことができるのは、三代目倍安の時代になってからである。そのひとつとして武川家の「総元立指引目録」⁵⁸⁾ を挙げてみよう。

『武川家文書』のなかに収められている「総元立指引目録」を解題した小林真人氏⁵⁹⁾ によると、「総元立指引目録」は宝暦・明和年間の飛騨屋の経営史料であり、今井所左衛門を後見人として家業を継いだ三代目倍安の時代における史料である、と述べておられる。表3の内容に触れてみると、宝暦11年に3件の取引があったが、そのうちのひとつは、次のようなものであった。宝暦11年「一金544両栖原より預

かり右謙様へかし上金」。さらに、宝暦13年をみると「一金1039両2歩7分2厘右同人（栖原家）より右は松前表かし上金」とある。明和元年をみると、「金1627両砂3分6厘栖原殿より預かり牧田様へ取替金並びに江戸御屋敷江」などそれぞれの年度のなかに松前藩への融資のために栖原からの資金融通を受けている飛騨屋の姿を見ることができ⁶⁰⁾。

宝暦4年（1754）から明和6年（1769）に至るまでの「総元立指引目録」のなかにある三代目倍安と栖原家との取引回数は37件にもものぼる（表3参照）。

表3 「総元立指引目録」にみる栖原屋との取引年月と回数

年号	西暦	栖原家との取引
宝暦4年9月	1754	1件
6年9月		2件
8年9月		2件
10年9月		4件
11年9月		3件
13年12月		5件
明和元年12月	1764	3件
2年11月		7件
5年1月		5件
6年1月		5件
		合計37件

出典：武川家文書「総元立指引目録」より作成。

この時期、倍安の企業者活動の中心は、南部大畑と蝦夷地における山請負事業や、大畑地元商人への貸付・融資事業であったが、同じ時期に大畑店支配人嘉右衛門による不正事件を抱えて、倍安が大変苦勞した時期でもある。そうしたなかで、融資元としての栖原家と倍安との間に37回もの取引を浮かび上がらせているのが、この経営史料である。もう一度表3をみると、宝暦13年から明和6年に至る期間に37件中25件の取引が行われている。7割近い取引量が明和期に集中している。注意すべきは、明和6年以降、飛騨屋が経営戦略の転換をはかり

材木の請負事業から場所請負へとその事業を変えていったことである。天明元年を迎えて支配人嘉右衛門は死罪となったが（表1参照）、三代目倍安も翌年天明2年（1782年）には、企業家としての活動を停止したのであった（天明4年に死亡）。

さて、いよいよ四代目益郷であるが、彼と栖原家との取引関係を示す歴史的な資料が『武川家文書』⁶¹⁾のなかに残されている。検証してみよう。

天明年間から文化年間にわたる『武川家文書』のなかから、栖原家との取引を示す経営史料をひろい、年代順に並べたのが表4である。

表4 天明期より文化期までの飛騨屋・栖原家の取引関係

年号	西暦	主たる取引内容
天明4	1784	年賦証文之事
同8	1788	差上申証文之事
寛政元	1789	宗谷産書抜帳
同	同	酉正月店勘定目録
同2	1790	証文之事 今後栖原は武川との取引を停止する旨の証文
同6	1794	乍恐以書附奉願上候
同9	1799	金子預証文之事
同12	1800	入置申一札之事
享和元	1801	差引目録書
同2	1802	差引目録書
同2	同	運賃目録
同3	1803	正金座請払
文化3	1806	江戸栖角懸 今後栖原は武川との取引を停止する旨の証文

出典：秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫『飛騨屋武川家文書編年目録』（『札幌大学女子短期大学部紀要』第27・28・29号、1997年）より作成。

表4のなかに見られる取引関係・証文・覚の類は、13点を数えることができる。また、こうした取引のなかには出てこないが、白山友正氏の「飛騨屋武川久兵衛年表」⁶²⁾によると、栖原家との協力関係を提示する項目二点を天明期に見出すことができる。第1章でも紹介したが、「天明3年（1783）の大飢饉に際し、飛騨屋は手船大慶丸にて新

瀉に出向、米を買い求め、大畑の有力者栖原彦兵衛・佐々木半兵衛（中略）、大畑の窮民を救う」とある。これが第一点である。第二点は、「松前藩の負債償却を延期し、かつあらたに金主を得るため、藩の信頼によって江戸にのぼり、周旋するところがあり、その賞として…」というところである。第二点に関連して、『松前町史』（通説編第一巻上）のなかで、田端宏氏は「両浜組の経済力が低下してくるにつれ藩財政への寄与の度合いも低くなる。これに代わって飛騨屋が目立つようになる。飛騨屋の帳簿にみられる松前藩への貸付などの動きが宝暦期を通じて金額を増大する傾向であるし、明和年中には、相当多額な融資が行われるようになっていく。飛騨屋も、資金を外から入れることなしには、この『御借上金』を負担しきれない面を持っていた」と分析している⁶³⁾。

こうした栖原家からの融資支援によって、飛騨屋は松前藩の「御借上」に応じ、その反面、栖原家を金主として松前藩に紹介することにより、栖原家の松前進出の便宜を図っている。相互依存の関係をこうした取引のなかにみることができる。

四代目益郷の代に、飛騨屋にとっては屈辱とも言える大きな事件に遭遇した。寛政元年（1789）に起きた国後・メナシの乱がそれである。これによって松前藩は益郷より請負場所を召し上げ、飛騨屋に代わり、村山伝兵衛が場所請負の差配を命じられることになる。寛政3年（1791）に至ると、飛騨屋はついに初代倍行が開設した大畑と松前の店を閉じることになった。

もう一点、飛騨屋と栖原家との深い関係をみるための史料を挙げておこう。三巻からなる「北信紀聞」（壺・弍上・参）である。「卷壺」においては、蝦夷地にかかわる奇談集、「卷弍上」では、安永7年から寛政五年のロシア船来航並外交交渉聞書、「卷参」では、文化4年ロシア船並船員エトロフ島他に侵略・掠奪から佐竹藩出兵布陣までをそれぞれの「巻」の内容とする。益郷により記録された当時の北方事情である⁶⁴⁾。

飛騨屋四代目と栖原家との関係をはかる上で、検討しておきたいの

は「巻参」の「松前7月10日認、江戸栖久ヨリ8月3日出、8月28日夜着、左ニ写之」である。以下、翻刻された史料を引用して検証しよう⁶⁵⁾。

松前七月十日認、江戸栖久より八月三日出、八月廿八日夜着、左ニ写之

- 一先書ニ申上候異国船之儀ハ、六月七日帰帆仕候ニ付、諸場所一同安心仕候、其節エトロフ并ニカラフト両所ニ而被捕候者之内、土三人相残り、番人八人ハリイシリより相返し申候、尤ヨロシヤより之願書持参致候由申事ニ御座候、如何相認有之候哉、文字ハ不相訳候へ共、明夏返事致呉候様、口達有之由承り申候、何卒明年之処、無難ニ相治候様祈申事に御座候
- 一賊船之事は、大造ニ風説仕候得共、右番人より承候処、大船ハ七、八百石、今老艘ハ三、四百石積位之両艘、人数漸六十三人と申事ニ御座候、橋船も皮てんま六艘、巾四尺長サ一丈計宛、漸武人ならでハ乗不申由、橋船ハ少々大振ニ有之候而、四艘有之由、右ニ而荷物積入候由申事ニ御座候、尤先達而被捕候者ともも、船之内一間を仕切候而入置候故、異国人人数も相知レ不申候処、帰帆之節祝ひを致候ニ付、エトロフニ而積入レ候素麺を日本料理ニいたし候様、番人ニ申付候ゆへ、其者利口者ニ而、日本ニ而八人数に寄何程と割合ヲ以焚候様申聞候ニ付、右両艘乗組之人数相分り候由ニ御座候、此儀は、ソウヤニ而御役人様御誉被遊候、扱々先達而より異国之噂大造ニ相聞へ、誠ニ国家之騒動ニ及申候、此節睨と相分り候ニ付、大手違ひ上下一統後悔仕候
- 一リイシリ島ニテ四艘乗捨之事は、異国船沖合ニ而石火矢ヲ打候音ヲ聞、權船ヲ乗捨逃歸り候由、噂ニ御座候

卯八月三日

八月三日出江戸、北甚より申越候は、右一件初発より余り大造ニ相聞得、右ニ随ひ夫々御取計も御座候ニ付、只今ニ而ハ、御掛り方一同、御後悔之様子相見え候段、申来事同書中ニ申越候は、来辰之夏ニ至、御返翰之振合ニ而、如何可相成哉、御上ニも御心配可被為在儀と申来事 八月十六日出同所、栖兵之書状之内申越候者、先達而より奥蝦夷地異国船渡来之儀、為差義ニも無之処、大造に相聞得不行届趣ニ付、エトロフ詰之御掛り方ハ、中川飛驒守殿より被仰渡、箱館表にて遠慮被致候由、申来事

卯八月二十七日記之

右異国船渡来一件ニ付、種々之雑説申伝候江共、全不案内并愚昧之俚談ニ相聞得候間、此留書ニ一切除之、来状之趣計記之、

然ニ右来状之内ニも相違之筋有之、追而奥州より之実便を以相記可申事

卯八月廿七日

卯七月十八日江戸出、靈岸島御船手中村孫四郎書状着、北村より申越趣之通、東蝦夷地騒動之場所見分御差立之御用船等、惣而無難之段申越候ニ付記之 卯八月二十七日

同日着状ニ張州滄浪居より松前家も奥常上の三州ニ而、九千石
出候由申来 前段江戸より申越候は大きに相違有之、追而実便を以可記也

出典：『北信紀聞 参』 积文（岐阜県歴史資料館『武川久兵衛家文書目録』平成6年、
P15～16）より引用。

この史料は、文化4年（1807）に益郷がしたためた「北信紀聞」（参）のなかにある江戸の栖原家（8月3日）より松前（8月23日夜）に届いた異国船に関する書状の写しである。内容は次の通りとなっている⁶⁶⁾。

異国船は6月7日に帰帆したため、諸場所とも一同安心した。捕らえられた者は一部リシリイで返還されたが、その者たちに露西亜国の願書を持たせ、来年夏に返事を求めている。

賊船の数と船内の様子及び乗組人員、橋船について記してある。

なおこの書状には、「今までにお知らせした江戸よりの書状には間違いも多々あるので追って実便を遣わします」とある。文化4年（1807）、このとき飛騨屋四代目益郷が蝦夷地の店舗を閉鎖（寛政3年）してから16年もの年月が経過している。

以上、飛騨屋と栖原家との長期にわたる信頼関係を基盤とした、両家の関係を主として、融資上の相互取引に関しては「総元立指引目録」を、そして相互信頼に基づく情報交換的側面が随所に見られる益郷の情報ノートとも言える「北信紀聞」（卷参）の二つの史料を通して検討した。これらの史料により、理解できたことを次のようにまとめておく。飛騨屋と栖原家との相互支援関係についてみると、それはまさに江戸の栖原家は、武川久兵衛倍行が大畑において飛騨屋を創設して以来、四代目益郷の代に至るまで商売上の師匠であったという点である。また常に栖原家は飛騨屋の融資関係においては、金主・融資元として大切な取引相手（仲間）の立場にあった点を、これら二つの史料は明確にあらわしている。それは蝦夷地における事業から撤退したあとの益郷に対して、栖原家から江戸や蝦夷地についての情報提供が行われていることから理解することができよう。しかしながら、時

代の流れなのか政治の変革なのか、経営環境が大きく変化していく中でやがて栖原家も飛騨屋と同じように蝦夷地からの撤退を余儀なくされる。

初代倍行から始まって、益郷で四代目となった飛騨屋の事業を、自分の代で閉じなければならなかった事業家益郷の胸中は、我々には理解することは到底できない。益郷が北方に対する思いを捨てがたく、少しでも北方に関する情報を入手する度に、したためてきたのが「北信紀聞」なのである。その意味で当時の幕府、松前藩、津軽・南部両藩、秋田の佐竹藩などの北方に対する動向及び外交と政治事情を知る上でのよき資料となる⁶⁷⁾。

むすびにかえて

本稿における企業者活動研究の対象人物は、飛騨屋と栖原家である。主体は飛騨屋なのだが、その企業者活動を追及していくにつれ、影の部分と言うべきか、あるいは客体と言うべきか、江戸の木材商栖原家の存在が大きくクローズアップしてくる。栖原家は倍行に初発の事業地を南部大畑に示し、そればかりかその資金的援助を行い、さらに大畑在住の地元事業家と倍行との接点ともなり、大畑における飛騨屋の事業展開がスムーズに行われるように、財的・人的支援を行った。さらに大畑を拠点として飛騨屋は蝦夷地へ進出するが、そのときも栖原家ゆかりの南部大畑の地元事業家の人脈を介して飛騨屋の蝦夷地における企業者活動を容易に展開することができるよう手助けをしている。

栖原家は江戸深川木場の木材問屋であり、当時の木材需要の急増から原料の木材供給先としての下北半島・蝦夷地を選んだのはさすがに先見性のある企業家と言える⁶⁸⁾。

また、原料供給地下北地方や蝦夷地における木材請負と伐採事業、そして大坂や江戸市場への木材輸送、並びに木材販売、また同時に地元業者への融資事業をも含めて、栖原家はまさに木材総合商社として

機能する。ところで、栖原家にとってその事業内容のもっとも手薄の部分は、木材供給地における伐採事業ではなかろうか。木材の伐採事業には何が必要なのか。まず現地において材料を伐採する労働者と伐採技術が必要とされる。次に資金、地元資本家や地場商人たちとのかわり、そして、なによりも幕藩体制下における南部藩や松前藩との友好的関係などが、栖原家の事業を進めるにあたって最重要視される事柄であろう。

そうした栖原家の事業多角化戦略にとって必要な存在として現れたのが、武川久兵衛ではなかったか。かたや、武川家の危死回生と再興をはかるために江戸へやってきた久兵衛と藤助兄弟にとって、栖原家の存在は格別な意味があったことであろう。それは、江戸や大坂の木材市場に大きな需要があること、その需要に応えるための木材原料供給地の研究、江戸の木材問屋商人との新しい関係等、とりわけ木材商栖原角兵衛と知り合えたことは、久兵衛たち兄弟にとって、自ら事業を起こすための重要な江戸滞在となった。そのことは第1章で指摘したとおりである⁶⁹⁾。

両家の目的が合致して、事業家としてそれぞれが企業者活動の推進をしていくために、相互に必要な役割を担い合い、支援し続けていく。そのような関係が初代倍行と栖原家との間に生まれてきたのではないだろうか。

両家の事業関係は、まさに幕藩体制社会という、企業活動の極端に制約された条件下において行われただけでなく、南部藩や松前藩の支配下にある木材・海産物の請負事業を両家は自らの事業として、長期にわたり継続していった。それはまさに、飛騨屋と栖原家の事業分担能力と事業経営に対する先見的リーダーシップ、また事業環境の変化に対する適応能力にあることを積極的に評価する。しかしながら両家は、時期はそれぞれ異なるが、南部・蝦夷地の事業から撤退することとなった。それは事業家としての経営能力が撤退の要因や問題であったのではなく、ロシア南下にみる幕府の外交政策に原因があり、政治や経済もそうした影響に対抗することができる環境ではなかった。ま

してや一商人、一事業家においてはなおのことである。飛騨屋・栖原家、両企業者活動の衰退はまさに幕藩制社会における政治的圧力の犠牲であった、と言えよう。

注

- 1) なお飛騨屋久兵衛に関して、1990年代以前の研究業績においては、拙稿「近世期飛騨屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年）を参照されたい。
- 2) 内田龍哉「栖原角兵衛について」（『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻第3号、1991年）P33～35参照。
- 3) 同上論文、P42～43より引用。
- 4) 野村忠雄「飛騨国について」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第11巻、吉川弘文館、1990年。
- 5) 「武川久兵衛系図」の初代から二代までを参照。
- 6) 「記録草藁」（『武川家文書』所収）。
- 7) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』下呂ロータリークラブ、1983年、P81～85並びに中野効四郎『岐阜県の歴史』山川出版社、1981年、P199参照。
- 8) 「武川久兵衛系図」の四代倍行を参照。また『飛騨屋久兵衛概略』1963年、P3～4参照。
- 9) 同上の四代目倍行の項並びに飛騨屋久兵衛研究会『前掲書』P86参照。
- 10) 同上の四代目倍行の項参照。
- 11) 飛騨屋久兵衛研究会『前掲書』P31～33参照。
- 12) 「記録草藁」（『武川家文書』所収）。
- 13) 大石新三郎「蝦夷地林業の創始者飛騨屋久兵衛（Ⅱ）」（徳川林政史研究所『研究紀要』1988年）P4参照。また同じように「飛騨の山林が留山となり、実質的に林業が不可能となる。しかし税はかかってくる。」と『大畑町史』（工藤睦男、大畑町役場刊、1992年、P1215参照）は伝えている。
- 14) 白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」（『函館大学論究』第1輯、1965年参照）。
- 15) 江戸時代に入ると、林業生産物や木材の消費量は急激に増大した。その理由として所三男氏は「1、1600年代では城の修築・建造用の木材需要量増大。また城下町、寺社などの建造も需要量を増す大きな要因

- である。2、木造家屋の集中する都市の火災による家屋焼失が増えるにつれ、その災害復旧用材の需要量が増大。3、都市人口の膨張とともに燃料用材としての薪炭の需要量増大」など三点挙げている（所三男「林業」児玉幸多『産業史』山川出版社、1980年、P199参照）。
- 16) 内橋克人「近江・伊勢の商人魂（日本の商人3）」TBSブリタニカ、1983年、P246～247参照。
 - 17) 『飛騨屋久兵衛概略』1963年、P3。
 - 18) 「豪商飛騨屋の人びと（第八章）」（下呂町史編集委員会編『飛騨下呂通史・民族』下呂町、1990年）、P260～262参照。
 - 19) 『武川家文書』所収。
 - 20) 以上の初代飛騨屋久兵衛倍行に関しては、拙稿「近世期飛騨屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心に—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年）P30～33並びにP47に依拠している。
 - 21) 拙稿「享保期・元文期における飛騨屋の木材請負経営に関する研究—二代久兵衛倍正の企業者活動を中心に—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第31号、1998年）P84～85参照。
 - 22) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』P103参照。ならびに拙稿「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究—三代目倍安を中心に—」（『地域・情報・文化 第3輯』札幌大学女子短期大学部創立30周年記念論文集）P124～125参照。
 - 23) 支配人嘉右衛門による飛騨屋に対する不正問題については拙稿「宝暦期・天明期における飛騨屋の企業者活動—支配人訴訟問題を中心に—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第37号、2001年）を参照されたい。
 - 24) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』P57～65ならびにP68～71を参照。
 - 25) 多羅尾忠郎「栖原家略傳」（『千島探検實紀全』1893年）P50～55より引用。この他に家譜類の史料として、松永金之助『栖原家家譜』（1895年）、栖原栄助茂隆『栖原家家譜』（1918年）を挙げておく。
 - 26) 海保嶺夫「栖原について」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、1987年）P136、北海道新聞社編『北海道歴史人物事典』1993年、P198～199参照。
 - 27) 多羅尾忠郎『栖原家略傳』、ならびに南紀徳川史刊行会『南紀徳川史第七冊』清文堂、1990年（復刻本）、P349参照。
 - 28) 多羅尾忠郎「栖原家略傳」参照。

- 29) 多羅尾忠郎「栖原家略傳」、ならびに『栖原家家譜』(1895年)と茂隆による『栖原家家譜』(1918年)参照。
- 30) 田島佳也「北の海に向かった紀州商人一栖原角兵衛の事跡一」(網野善彦編『海と列島文化 第1巻 日本海と北国文化』小学館、1990年) P382参照。
- 31) 羽原又吉『日本漁業経済史 中巻2』(岩波書店、1954年) P545。
- 32) 田島佳也、P379参照。
- 33) 『南紀徳川史』 P349参照。
- 34) 田島佳也、P385参照。なお須原屋・菊池家に関する記述は、同稿、P385～386を参照されたい。
- 35) 湯浅町誌編纂委員会『湯浅町誌』(湯浅町役場刊、1967年) P859参照。
- 36) 二代俊興の項(『栖原家家譜』1918年刊による)参照。内田龍哉氏は、このような薪炭・材木問屋への進出の背景に紀州藩御救仕入方の熊野地方の薪炭用材売買など紀州藩領から産出する木材があると指摘する(内田龍哉、P38参照)。
- 37) 以上の論述に関しては田島佳也、P386～387に依拠する。栖原家の新規事業への参入状況を考えると、田島氏の挙げた第三の理由が妥当ではないかと考える。
- 38) 三代茂延の項(『栖原家家譜』1918年刊による)、並びに三代茂延の項(『栖原家家譜』1895年刊による)参照。しかし、天明3年(1783年)には大畑支店を閉鎖している。
- 39) 三代茂延の項(『栖原家家譜』1918年刊による)参照。
- 40) 鳴海健太郎『下北の海運と文化』北方新社、1977年、P20～23参照。
- 41) 田島佳也、P389、ならびに飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』P42参照。
- 42・43) 五代茂勝の項(『栖原家家譜』1918年刊による)、ならびに五代茂勝の項(『栖原家家譜』1895年刊による)参照。
- 44) 内田龍哉、P39～40参照。
- 45) 田島佳也、P393～394参照。
- 46) 田島佳也、P395参照。
- 47) 内田龍哉、P40参照。
- 48) 六代茂則の項(『栖原家家譜』1918年刊による)、ならびに六代茂則の項(『栖原家家譜』1895年刊による)参照。
- 49) 内田龍哉、P40参照。
- 50) 田島佳也、P396参照。
- 51) 田島佳也、P396、ならびに『湯浅町誌』P860参照。

- 52) 『湯浅町誌』 P861、『栖原家家譜』(1918年刊による) 参照。
- 53) 田島佳也、P396、ならびに『湯浅町誌』 P861参照。
- 54) 田島佳也、P387～389参照。
- 55) 『湯浅町誌』 P862～864参照。ここで言う「樺太・千島交換条約」に関して若干の説明を付しておく。幕末以来、ロシアとの間に結ばれた日露通好条約では、千島列島のうちクナシリ・エトロフまでは日本領土、ウルップより北はロシア領とされ、樺太は両国「雑居」の地とされていた。明治8年(1875)に結ばれた「樺太・千島交換条約」では、樺太(サハリン)はすべてロシア領となる代わりに、千島列島はすべて日本領とされた。これによって北方の国境が確定されたのである(『日本歴史館』全1巻、小学館、1933年、P928参照)。合わせて図3参照のこと。なお、三井物産株式会社による支配については、「はじめに」の中で田中修氏と秋田俊一氏の研究業績を紹介しているので参照願いたい。
- 56) 『武川家文書』 参照。
- 57) 『栖原家家譜』(1918年刊)による。
- 58) 「総元立指引目録」(『武川家文書』所収) 参照。
- 59) 小林真人『武川家文書「総元立指引目録」 解題』(松前町史編集室編『松前町史』 史料編第3巻、1979年) P965～966参照。また嘉右衛門の不正事件については、第1章の注部分を参照されたい。
- 60) 秋田俊一「栖原角兵衛の業績に関する覚書」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年) P139～140参照。大畑と松前の店を閉鎖した当時、飛騨屋の抱えていた負債は、8200両に上っていたが、その後、飛州を中心に事業展開をした益郷は、文政5年(1822)には、負債の償却を完了させた(白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」四代目益郷の項参照)。
- 61) 秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫『飛騨屋武川家文書編年目録』(『札幌大学女子短期大学部紀要』第27・28・29号、1997年) 参照。
- 62) 白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究第一輯』1965年、四代目益郷の項) 参照。
- 63) 田端宏「第2章 藩政の確立と展開」(松前町史編集室編『松前町史』 通説編第1巻上、1984年) P774～776参照。
- 64) 秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫『飛騨屋武川文書編年目録』(下) P82参照。
- 65) 岐阜県歴史資料館『武川久兵衛家文書目録』1994年、P15～16より引用。

- 66) 同上、P128引用。
- 67) 同上、P131参照。
- 68) 鳴海健太郎『下北の海運文化』（北方新社、1977年）P20～24参照。
- 69) 現代のように情報をやりとりするには、江戸時代の人々にとっては、その方法も限定され、時間的制約も大きかった。例えばそれは、江戸や上方を往来した人々が記録したもの（日記・旅日記）や、語ったこと（覚書風にまとめたもの）さえ情報源であった。商人たちにとっては、商品や金の動き、店の新設、商品輸送や流通問題に至るまで様々な情報が江戸に流れていた（林玲子『江戸と上方 人・モノ・カネ・情報』吉川弘文館、2001年、P190～191）。